

平成 23 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 TL ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二
(コード 3777・JASDAQ)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長
中澤 秀俊
(TEL. 03-5809-1850)

民事訴訟の控訴棄却に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 21 日付及び同年 11 月 21 日付で開示いたしましたように、当社前代表取締役に対して損害賠償請求を求める訴訟について、平成 23 年 9 月 12 日付で前代表取締役が東京高等裁判所に対して控訴を提起し、平成 23 年 9 月 20 日付で東京高等裁判所が受理されました。

その後、平成 23 年 11 月 30 日より東京高等裁判所において口頭弁論が開始され、本日、東京高等裁判所より控訴棄却の旨の判決文が当社に届きましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 判決があった裁判所及び判決言渡日
 - (1) 裁判所 東京高等裁判所
 - (2) 判決言渡日 平成 23 年 12 月 21 日

2. 判決の要旨
 - (1) 本件控訴を棄却する。
 - (2) 控訴費用は控訴人（当社前代表取締役）の負担とする。

3. 控訴を提起した者
被告（当社前代表取締役）

4. 控訴の内容（趣旨）
 - (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 被控訴人（当社）の請求を棄却する。
 - (3) 控訴費用は、第 1、2 審を通じ被控訴人（当社）の負担とする。

5. 一審における訴訟内容

前代表取締役は、平成 22 年 11 月 15 日午前中に開催された当社取締役会において当社の代表取締役を解職され権限を持っていなかったにもかかわらず、また、同月 11 日に当社取締役会に提案して承認された事業開拓費名目 1620 万円の支払いについて、同月 15 日午前中に開催された当社取締役会において再度審議され否決されたにもかかわらず、同日午後、当社の預金より 1620 万円を第三者へ送金し、当社へ 1620 万円の損害を負わせました。また、前代表取締役は、当社の関係会社管理規程において関係会社が重要な資産の処分を行うに際しては、当社取締役会での承認を要するものとされているにもかかわらず、当社取締役会での承認を経ることなく、平成 22 年 11 月 21 日付けで、当社子会社の上海春天国際旅行社有限公司の株式を無償譲渡したことにより、当社へ損害を負わせました。当該損害の一部である 50 百万円の損害賠償請求を求める訴訟を提起しておりました。

6. 一審の判決内容

- (1) 被告（前代表取締役）は、原告（TLホールディングス株式会社）に対し、50百万円及びこれに対する平成23年3月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告（前代表取締役）の負担とする。
- (3) この判決は、(1)に限り、仮に執行することができる。

7. 今後の見通し

当社は、今回の判決について承服しております。なお、当該判決の確定等により、当社業績に与える影響が明らかになった場合に、速やかに開示いたします。

以 上